

三次市監査委員告示第2号



地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助等を行っている団体の  
監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年3月27日

三次市監査委員 升本 美知子  
三次市監査委員 竹原 孝剛



(別紙)

## 監 査 結 果

### 第1 監査の対象団体, 担当部署及び実施期間

- ・三次市公衆衛生推進協議会【担当部署：市民部環境政策課】  
令和5年12月11日(月)～令和6年1月15日(月)
- ・三次地域交通安全活動推進委員協議会【担当部署：危機管理監危機管理課】  
令和6年1月26日(金)～3月1日(金)

### 第2 監査の目的及び方法

令和4年度に市が交付した補助金について, その交付の目的に沿って, 事業, 出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか監査した。

監査の方法は, 監査対象団体及び担当部署に関係書類の提出を求め, その全部又は一部について調査するとともに, 実地調査及び関係者から説明を聴取することにより実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象団体に交付された補助金について監査した結果, おおむね適正に処理されているものと認められたが, 一部に是正又は改善である事項が認められた。

なお, 次に掲げるものを要望事項とし, 指摘事項等の詳細については, それぞれの監査の過程において触れたので省略する。

#### 1 三次市公衆衛生推進協議会

出納その他の事務について, 一部に書類の不備, 記載誤り等が見受けられた。改善等が必要な事項については担当部署の指導を受け, 適切な事務処理に努められたい。

今後も, 担当部署と連携し, 交付金や補助金の使途について透明性を確保できるよう, 事務処理等のチェック及び記録を十分にされたい。

## 2 三次地域交通安全活動推進委員協議会

決算及び出納その他事務について、一部是正又は改善等が必要な事項があるため、担当部署の指導を受け、適切な事務処理に努められたい。

## 3 担当課（共通）

補助金交付団体の会計・事務処理等の現状や課題を定期的に把握し、効率的な事務処理等が行えるよう指導監督を行われたい。

また、補助金の使途について透明性を確保するとともに、交付の目的やその効果等を検証し、定期的に見直しの必要性について検討されたい。